

「港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案」について

平成23年12月
国土交通省
港湾局

1. 背景

先般、公布・一部施行された港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第9号。以下「改正法」という。）では、我が国の港湾の国際競争力の強化等を図るため、港湾の種類について国際戦略港湾及び国際拠点港湾を追加する等の見直しを行い、また、これらの港湾におけるコンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社（港湾運営会社）の指定に係る制度を創設する等の改正を行っている。

今般、改正法における未施行の規定の施行を平成23年12月に予定しているところ、改正法において国土交通省令に委任されている事項を定める等の必要があるため、港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第88号）の一部を改正する。

2. 概要

港湾法施行規則及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則について以下（1）から（20）に規定する改正の他、所要の改正を行う。

【港湾法施行規則関係の改正事項】

- （1）「埠頭群」を構成する埠頭の基準（法第43条の11第1項）
 - ・以下の①～③に該当する埠頭とする。
 - ① コンテナ、ROROR、フェリー（離島航路を除く）用の埠頭（老朽化その他の事由によりその機能を十分に発揮できないものを除く。）
 - ② 水深10メートル以上のバルク貨物用の埠頭（老朽化その他の事由によりその機能を十分に発揮できないものを除く。）
 - ③ ①又は②の埠頭に隣接し、かつ、①又は②の埠頭と一体で運営することが運営の効率化に資すると認められる埠頭
- （2）2以上の国際戦略港湾について、その埠頭群を一体的に運営することが国際競争力の強化に資するものとして国土交通大臣が行う指定の公示方法（法第43条の11第3項）
 - ・官報に掲載することとする。
- （3）港湾運営会社の指定の申請についての縦覧手続（法第43条の11第8項）
 - ・縦覧の開始日等をあらかじめ公告することとする。
 - ・申請者の商号、本店所在地等を縦覧内容とする。
- （4）港湾運営会社の指定・指定取消しの公示手続（法第43条の11第12項、法第43条の11第14項及び法第43条の19第3項）
 - ・官報、公報、掲示等により公示することとする。
- （5）港湾運営会社の指定の申請書中の運営計画に記載する、申請者が自ら建設又は改良を行う港湾施設（法第43条の12第1項）
 - ・荷さばき施設、旅客施設、港湾管理事務所、移動式施設とする。
- （6）運営計画に記載する「埠頭群の運営の体制に関する事項」（法第43条の12第1

- 項)
- ・役員及び職員の配置状況とする。
- (7) 運営計画に記載するその他の事項（法第43条の12第1項）
- ・埠頭群の運営の事業の実施時期、埠頭群の運営の効率化に資する取組みに関する事項等とする。
- (8) 港湾運営会社の指定の申請書の添付書類（法第43条の12第2項）
- ・資金収支見積書、取扱貨物量の目標、埠頭群の運営の効率性の向上の程度を示す指標、株主名簿等とする。
- (9) 運営計画の変更のうち、港湾運営会社の指定権者の認可を要しない軽微な変更（法第43条の13第1項）
- ・埠頭群の運営の体制に関する事項の変更等とする。
- (10) 港湾運営会社の議決権の保有制限規制がかかる保有割合基準について、20%以上ではなく15%以上となる場合（法第43条の21第1項）
- ・役員等が当該港湾運営会社の取締役等に就任している場合等とする。
- (11) 議決権保有制限規制の対象外となる株式（法第43条の21第1項）
- ・信託業者が信託財産として保有・取得する株式等とする。
- (12) 保有基準割合以上の議決権の保有者（特定保有者）となった者による、指定権者への届出手続（法第43条の21第3項）
- ・事実発生を知った日から2週間以内に、特定保有者となった日及び原因等を届け出ることとする。
- (13) 対象議決権を有しているとみなされる特別の関係（法第43条の21第5項）
- ・共同で港湾運営会社の対象議決権を保有又はその行使を合意している関係、夫婦の関係等とする。
- (14) 5%以上の対象議決権を有する者が提出する対象議決権保有届出書の様式（法第43条の22）
- ・対象議決権保有者の氏名・住所等、保有目的等を記入事項とする様式を定める。
- (15) 対象議決権保有届出書の提出者に対する検査（法第43条の23）
- ・検査を行う職員が携帯する証明書の様式を定める。
- (16) 発行済株式の総数等の公表に係る手続き及び公表事項（法第43条の24）
- ・インターネット等を利用して、港湾運営会社の発行済株式の総数及び総株主の議決権の数を公表することとする。
- (17) 料率を記載した書面の提出を要する料金（法第45条第2項）
- ・係留施設、荷さばき施設及び旅客施設の利用に係る料金とする。
- (18) 港湾運営会社に対する立入検査（法第56条の5第2項）
- ・立入検査を行う職員が携帯する証明書の様式を定める。
- (19) 特例港湾運営会社の指定に係る埠頭群の区分指定の公示手続（法附則第21項）
- ・官報により公示することとする。

【特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則関係の改正事項】

- (20) 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第3条第3項に定める指定会社について、(10)～(16)と同様の規定の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公 布：平成23年12月13日
施 行：平成23年12月15日